平成２１年（フ）第２７４６号
横浜市南区中村町２丁目133番地　新林荘２階６号室
債務者　江頭　秀樹
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３４号
長野県小諸市大字御影新田2319番地１　プロムナードⅡ―103号
債務者　武田　智美
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第６７５号
愛知県額田郡幸田町大字六栗字本郷４番地１
債務者　阿部　立子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
島根県鹿足郡津和野町日原296番地３
債務者　小林　弘朋
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第１０９７号
東京都三鷹市井の頭１丁目４番31号
債務者　福島　紀子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１５１号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎196番地コーポシャレード202号
債務者　森　　巌
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７４号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原699番地５　メゾン彩風201
債務者　伊禮　哲也
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２０４号
山口県光市浅江７丁目27番７号
債務者　吉村　昌一
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第４３号
島根県浜田市外ノ浦町546番地１
債務者　宇津井勝臣
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後２時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第３２６号
広島県福山市能島２丁目26番43号
債務者　有吉　靖行
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第６５５号
静岡市葵区大岩４丁目23番12号　セピア平ヶ谷１－Ｃ
債務者　勝谷　貴男
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７０７号
静岡市清水区高橋１丁目５番35号　野中ハイツ101
債務者　鷺坂　裕一
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７２３号
静岡市駿河区泉町８番25号
債務者　佐藤　　均
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７２８号
静岡県焼津市与惣次260番地　ラフィネⅢ105号
債務者　山口　　孝
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７２９号
静岡県焼津市焼津２丁目12番13号　サニーコートカワムラＡ103
債務者　山口　静枝
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部